

平成20年8月8日

公共事業の需要予測等に関する調査 ＜調査結果に基づく勧告＞

ポイント

● 調査の背景等

背景

公共事業の需要予測等に係る指摘等

- 事業評価に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うとされている（平成16年度予算編成の基本方針）。
- 過大な需要予測が行われているとの批判や需要予測の実施過程が不透明であるとの不信感が示されており、更なる手法の改善を図るとともに、情報公開により国民の信頼を得ることが重要である。

(注) 本調査において「需要予測等」とは、公共事業により整備する施設・設備等の規模・規格等の計画、決定、変更等を行うために、
i) 施設・設備等に係る将来の需要を推計すること、
ii) 施設・設備等に係る各種整備計画、法令等が定める基準等を適用すること、
iii) 主として受益地域又は受益者の申請・意向を踏まえ、法令・通知等に定められた基準等を根拠として需要を推計することをいう。

(参考)

■ 公共事業の実施件数

最近5年間（平成14年度～18年度）の公共事業の新規採択件数（事前評価の対象となった件数）：20,906件

■ 公共事業関係費（平成20年度） 6兆7,352億円



調査の内容等

- 本調査は、需要予測等の精度の向上を図る観点から、公共事業の実施手順、需要予測等の実施状況等を調査
- 調査対象
公共事業を所管する6省（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）
都道府県 市町村
- 調査対象事業
 - ・ 公共事業を所管する6省における公共事業関係費のうち、主に災害対策や安全対策等の観点から緊急に実施される事業や各省の所管事業のうち、事業規模の小さいものを除いた15種類の公共事業を対象
 - 【総務省】インターネット（情報通信格差是正事業）
 - 【厚労省】水道
 - 【農水省】農地・農道、かんがい排水、漁港
 - 【経産省】工業用水道
 - 【国交省】多目的ダム、一般国道、港湾、空港、地下鉄
公営住宅、下水道及び都市公園
 - 【環境省】廃棄物処理施設
 - ・ 各事業ごとに5か所ずつ計75か所（直轄事業23か所、補助事業52か所）を抽出して調査を実施



主な調査事項

需要予測等の実施状況等

- (1) 需要予測等の実施内容
- (2) 需要予測等の見直し及び事業への反映状況
- (3) 需要予測等の結果の検証、情報公開

勧告日：平成20年8月8日

勧告先：総務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省及び環境省

需要予測等の実施状況等

(1) 需要予測等の実施内容

調査の視点

- 公共事業の施設・設備等の規模・規格等を適正に計画・決定するための法令や補助要綱、マニュアル、ガイドライン（指針、設計基準）等における需要予測モデル等により、需要予測等が的確に実施されているか。

（注）本調査において、「需要予測モデル等」とは、施設・設備等に係る将来の需要を推計するためのモデル式（需要予測モデル）のほか、需要予測等の実施手法や実施の考え方をいう。

- 需要予測モデル等は、適切かつ最新のものが使用されているか。
- 需要予測等を実施する際に、適切かつ最新の数値が用いられているか。

調査結果

- ア 需要予測等の際に想定したことが実際には実現していないもの
 - ・ 工業団地への企業の進出見込み 【事例 1】
- イ マニュアル等における手法、数値等によらず実施しているもの
 - ・ 将来人口の推計 【事例 2】
- ウ 適切でない数値等を使用して実施しているもの
 - ・ システム等の利用見込みの根拠が明確でないもの 【事例 3】
- エ 最新の数値が用いられていないもの 【事例 4】

報告書
P45～46
86, 88

報告書
P46, 89

報告書
P46～47, 95

報告書
P47, 96

勧告要旨

- ① 公共事業の需要予測等の実施に当たっては、
 - i) 利用見込みがあるかどうかを判断する必要がある場合には、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化を考慮するとともに、利用に関する具体的な計画の内容について一層的確に評価すること。
 - ii) 需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。

(2) 需要予測等の見直し及び事業への反映状況

調査の視点

- 一般に公共事業の実施は長期間を要する（各種手続、予算や用地確保等）
- この間に、社会経済情勢の変化により施設・設備等の整備に関する背景事情等が変化したにもかかわらず、何らの対応を行わなかった場合に弊害
 - ・ 計画した事業規模が実情とかい離
 - ・ 事業の経費削減と期間短縮の機会の喪失
- ↓
- 適時に需要予測等の見直しが実施され、それが実施中の事業の規模・規格等（附帯施設の整備、利用促進計画の作成及び経営計画の策定を含む。）に反映されているか。

調査結果

ア 需要予測等の見直しの実施状況

- ① 工業団地への企業の進出が見込みどおり実現されなかつたもの
【事例 5】
- ② 最新の数値が用いられていないもの
【事例 6】
- ③ 需要予測値を下方修正したが、需要予測等の見直しを早期に実施していれば、より精緻な需要予測値を推計できたと考えられるもの
【事例 7】

イ 需要予測等の見直しの事業への反映状況

需要予測等の見直し結果を踏まえ、施設・設備等の規模の縮小等を行ったもの（需要予測値〔見直し後〕に対する実績値の割合：50%未満）
【事例 8、9】

報告書
P48～49, 87

報告書
P49, 97

報告書
P49, 98

報告書
P51, 103, 104

勧告要旨

- ② 需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せずに需要予測等の見直しが実施され、その結果が公共事業の規模・規格等に適切に反映されることが可能となるよう、公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。

(3) 需要予測等の結果の検証、情報公開

調査の視点

- 検証
需要予測値と実績値との間にかい離が生じている場合に原因分析が行われているか。
- 情報公開
 - ・ 手法、数値等がインターネット等により分かりやすい形で公表されているか。
 - ・ 専門家等の第三者から意見を聴取するなどして客観的に検証されているか。
 - ・ かい離の原因分析を行うために、当初の需要予測等に使用した手法、数値等の資料が保存されているか。

調査結果

- 検証
需要予測値に対する実績値の割合が50%未満のもので、原因分析は供用開始5年後に予定しているもの
【事例10～12】
- 情報公開
 - ア インターネットで手法、数値等の概要を分かりやすい形で公表していないもの
 - イ 専門家等の第三者から意見聴取を行っていないもの
 - ウ 資料を全く保存していないもの、一部保存していないもの

報告書
P55, 103,
104, 109

報告書
P56～57

勧告要旨

- ③ 需要予測値と実績値がかい離している場合には、事業の特性を踏まえ必要な原因分析を行い、分析結果を同種類似の事業の需要予測等の改善並びに附帯施設の整備、関連事業の実施、利用促進計画の作成及び経営計画の見直しに活用すること。
- ④ 需要予測等の実施方法や用いた数値等に関する情報について、国民に分かりやすい形で公開することや必要に応じて需要予測等の検証が可能となるような形で公開することが図られるよう、適切な公開方法を検討すること。また、需要予測値と実績値がかい離している場合の原因分析や需要予測等に関する情報の公開に資するよう、需要予測等に関する資料を事業完了後一定の期間保存することとするなど保存のルールを確立すること。

- 上記を踏まえた補助事業についての共通的な勧告事項

勧告要旨

- ⑤ 地方公共団体において上記①から④の勧告事項と同様の措置が講じられるよう、補助事業に係る採択・審査基準等にその旨明記するなど必要な措置を講ずること。

別紙 公共事業の実施手順と需要予測等

報告書
P 4～5

(1) 公共事業の実施手順

- ・ 公共事業については、例えば、道路法、水道法等の個別の法令や補助要綱、マニュアル、ガイドライン等において実施手順等を規定
- ・ 大まかな実施手順：①発案・構想→②調査→③計画・設計→④事業計画の作成→⑤事業計画決定→⑥着工、概成、事業完了→⑦供用、維持管理
- ・ 今回調査した75か所の工事着工から工事完了までの期間
　5年未満：17か所（23%） 5年以上10年未満：23か所（31%） 10年以上：35か所（47%） ⇒長期にわたる

報告書
P 5～7

(2) 公共事業により整備する施設・設備等の規模・規格の決定要因

- ア 施設・設備等に係る将来の需要の推計値を算出した上で、施設・設備等の規模・規格等を計画、決定
- i) 交通量の調査データやモデル式を用いて将来の交通流、利用者数を推計（一般国道、地下鉄、空港）
 - ii) 地域の将来人口の動向等に応じた供給量、処理量を推計（下水道、水道、廃棄物処理施設、多目的ダム）
 - iii) 企業へのヒアリング結果等に基づき将来の需要を推計（港湾、工業用水道）
 - iv) 関連施設の利用実績等を踏まえ今後の利用者数等を推計（インターネット）
- イ 各種整備計画、法令等に定められた基準等を根拠として、施設・設備等の規模・規格等を計画、決定
- i) 主として公営住宅整備に係る各種の計画等に基づき、施設・設備等の規模・規格等を計画、決定（公営住宅）
 - ii) 主として法令等で定める技術的基準等に基づき、施設・設備等の規模・規格等を計画、決定（都市公園）
- ウ 主として受益地域又は受益者の申請・意向を踏まえ、法令・通知等に定められた基準等を根拠として、施設・設備等の規模・規格等を計画、決定（農地・農道、かんがい排水、漁港）

報告書
P 7

(3) 需要予測等の実施者

45か所：事業主体の国又は地方公共団体が自ら需要予測等を実施

26か所：事業主体が民間シンクタンク等に委託して需要予測等を実施

（他の4か所は不明）

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 国土交通担当室

評価監視官：安原 英樹（内線9118）

調査官：白田 淳（内線9121）

上席評価監視調査官：矢部 勝彦（内線2547）

電話（直通） 03-5253-5456

（代表） 03-5253-5111

FAX 03-5253-5464